平成２２年（フ）第１６４号
広島市西区井口明神２丁目６番16号、申立時の住所広島市西区井口３丁目19番３号
債務者　河内江津子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
福島県いわき市明治団地66番地の２
債務者　荒　　昭男（旧屋号堀越設備工業所）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國井　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７２号
埼玉県坂戸市大字塚越1224番地１
債務者　相見　幸利
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７３号
埼玉県坂戸市大字塚越1224番地１
債務者　相見　和江
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７４号
兵庫県伊丹市森本３丁目182番地　アエロポール伊丹206号、前住所兵庫県伊丹市宮ノ前２丁目４番25―402号
債務者　山形　和徳
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月12日午前９時55分
5　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４８号
兵庫県明石市松の内２丁目１番地の16　プレステージ西明石Ⅷ―901号
債務者　瀧口　貴久
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４８８号
大阪府寝屋川市高倉１丁目25番４号
債務者　カーヴ隠れや鴻池新田店こと　陵本　真史
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大畑　道広
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１９４号
（平成１０年（ヒ）第０１号）
山形市漆山4109番地２
整理会社　山形日中貿易株式会社
代表者代表取締役　山路　頼利
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　整理会社について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　整理の見込みがないことが明らかであり、かつ、支払不能の状態にあること及び破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５７６号
愛知県春日井市十三塚町3030番地242　フォーブル十三塚201号
債務者　ＯＳＴＥＲＩＡ　ＭＥＺＺＯことＭＥＺＺＯこと　松浦　公彦
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５３号
愛知県海部郡大治町大字花常字郷浦46番地　レオパレスつかさＢ―102号
債務者　永野　一昭
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
三重県志摩市阿児町国府3693番地16
債務者　池田　正樹
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
三重県度会郡度会町小川543番地
債務者　奥野　由香
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
三重県伊勢市中村町桜が丘177番地１　市営住宅中村団地75号室
債務者　郷中富美子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
三重県鳥羽市相差町1522番地40　志摩ビーチホテル社員寮336号
債務者　竹田　静雄
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目３番13号
債務者　佐伯　吉久
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２３号
大阪市北区大淀中３丁目２番１―501号
債務者　松澤　健次
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５８号
大阪市東成区神路２丁目８番33―1101号
債務者　中務　祐次
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部